福祉新聞 2010 年 4 月 26 日

<「専用駐車区間」スタート>

高齢者ら対象に19日から

高齢者や障害者などを対象にした専用駐車区間を設ける「高齢運転者等専用駐車区間制度」が19日に始まった。専用駐車区間は官公庁や病院、金融機関などの近くに362カ所、計約1148台分設置。駐車時に必要な標章の申請も、同日から全国の警察署が受け付けている。

専用区間を利用できるのは、自動車の運転免許を持っている人で、70歳以上の高齢者と 身体や聴覚に障害がある人、妊娠中や出産後8週間以内の女性。標章の申請には免許証や 車検証などが必要で、即日または2週間以内に交付される。

専用区間は、公共交通機関を使いにくく、車の利用頻度が高いと見られる場所を中心に 選定された。愛知県が最多で 99 台分あり、新潟県 96 台分、北海道 78 台分と続く。また 東京都や岡山県、徳島県、福岡県では無料の専用区間のほか、一部の時間制路上 パーキングが専用区間として有料で使用できる。

なお、利用できるのは標章の申請者のみで、他人に貸与したり譲渡したりすると 5 万円以下の罰金が科される。対象者以外が駐車した場合は違法駐車となり、通常の放置違反金に 2000 円が上乗せされる。